

**発言者：谷藤利子議員**

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず大きな項目、子育て支援について質問をさせていただきます。

まず、保育園待機児ゼロの具体化と保育士の配置基準についてです。これまでの質問、また答弁の中で、市川市の公立、また民間の認可保育園に入所している園児数は定員に対して506人、9.7%増、待機児はことし1月1日時点で679人、国基準では338人とのことでした。保育園待機児ゼロを大きな公約に掲げられた大久保市長は、今後は保育園新設より既設の施設活用など、弾力的運用で待機児解消を考えているというような答弁をされました。

そこで伺います。

まず1点目に、当面の保育園新設としては、ことし4月、広尾に90人、同じく4月、市川大野駅高架下に90人、来年4月には妙典に100人、計280人の新設の受け皿ができると認識しておりますが、これは予定どおり開設されると考えていいのか。また、今後、保育園の新設は基本的には考えてないんだということなのか。

2点目として、弾力的運用と言いますが、市川市では既に園庭がない保育園、企業の認可園、定員増の受け入れなど、積極的に規制緩和を進めてきたと認識しています。こうした規制緩和、弾力的運用の現状がどうなっているのか。大久保市長は、今後はこれまでにないことを考えたいとも答弁されていますが、新たな規制緩和を進めるということなのか。

3点目に、定員増の受け入れは9.7%増とのことでしたが、民間では3割増、またはそれ以上まで進んでいると思います。これらも入っているのか。また、免責基準や定員増に見合った職員の配置は行われているのか。

以上、1回目の質問をさせていただきます。

**発言者：笠原 智こども部長**

待機児童対策等についてお答えをいたします。

まず、保育園建設についてでございますが、保育園の建設に当たりましては、これまでの計画の延長線上といたしまして、本年4月に北部地区のJR武蔵野線市川大野駅高架下に90名定員のものを、また、南部地区の広尾防災公園隣接地に90名定員のものを、合わせまして2園、180名の新設を行ってまいります。また、既存保育園の増改築、分園も進めておりまして、柏井地区に10名、市川南地区に15名、南行徳地区に8名、計33名分の定員増を図りまして、合わせまして本年4月には213名の定員増を図ってまいります。平成22年度に建設

を予定しておりますものとしたしましては、妙典地区に 100 名定員のものを、また、既存保育園の建てかえに伴う定員増といたしまして、国府台地区に 30 名、曾谷地区に 10 名、行徳地区に 30 名、合わせまして 170 名の定員枠を確保していく予定でございます。なお、今後の保育園建設につきましては、現在では具体的な計画は持っておりませんが、待機児童の状況を地域的に分析をしていきながら、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、現在の規制緩和の状況でございます。国の規制改革によりまして、保育園では定員の弾力化、分園の設置、企業等の参入、不動産の貸与を受けての保育所設置、園庭の不要など、規制緩和が行われてまいりました。これを受けまして、本市では園庭のない保育園として 6 園、株式等の認可保育園で 3 園、分園の増設による定員増を図った園が 3 園、これらの規制緩和を行ってきたところでございます。また、市内にあります、すべての認可保育園で 9.7%増の定員緩和を図り、児童の受け入れをしているところであります。

そこで、今後、これまでの弾力的運用に加えて新たな規制緩和を進めていくのかどうかということでございますが、今以上の規制緩和については、現段階では考えておりません。また、待機児童の解消に当たりましては、既存園の分園や増改築による定員の増、定員の弾力化、これらについては今後とも進めていきたいというふうに考えております。その他の施策といたしましては、ファミリー・ママ制度の拡大、特定・一時保育制度の充実、幼稚園など公共施設の活用などを検討していきたいというふうに考えております。

次に、弾力化による入園等の状況に関するご質問でございますが、公私立保育園 55 園の定員は本年 1 月 1 日現在で 5,234 名でございます。これに対して入園児童は 5,740 名で、定員を超えた児童は 506 名、9.7%増でございます。その内訳といたしまして、公立保育園では 2.4%の増、私立保育園では、平均でございますけれども、20.5%増の弾力化を行っているところでございます。

また、弾力化により、入園している園児に対する免責基準や保育士の配置でございますが、定員を超えて入園させる弾力化の運営につきましては、待機児童の状況がある場合には、年度当初においては定員の 15%までの入園が、また、年度後半におきましては最低基準——免責基準や保育士の配置基準でございますが、この最低基準の範囲内であれば園児を受け入れることができるという一定のルールがございます。現在、このルールに沿った適正な面積、保育士の配置を行って、弾力化による入園児を受け付けているところでございます。

以上でございます。

## 発言者：谷藤利子議員

それでは、再質問をさせていただきます。 今後の新設の考え方については、人数も含めて、これは必要に応じて、そういうこともあり得るということでもわかりました。

2点目の規制緩和の問題です。 今ご答弁がありましたけれども、その1つであります市川駅南口再開発ビルの3階に、園庭がないという規制緩和で開園したばかりの認可保育園があります。この保育園ですが、1年足らずで、既に昨年末に職員が2名退職をし、ことし3月いっぱいでは大部分の職員が退職の意向を表明しているというようなことを関係者から聞きました。その理由としては、主任手当がいきなり支給されなくなったり、土日でも突然呼び出されたり、給与、手当、賞与等、雇用契約が明示されない。そして、サービス残業が常態化しているといった理由です。2008年秋には、この法人が運営する流山市内の施設に、職員の時間外手当の件で労働基準監督署の指導が入ったとも伺いました。この法人は、ことし4月に先ほどお話がありました市川大野駅の高架下の90名定員の保育園、同じくことし4月に公立の市川南保育園の指定管理者にも決まっております、もし以上のような私が耳にしたことが事実だとすれば市川市の保育行政に大きな影響を及ぼしかねませんので、大変心配しています。

そこで、これら一連の問題について、事実関係を市として確認しているのか。労働基準監督署の指導内容というのは何だったのか。指導にこたえて、きちんと改善をしたのか。これから市川市に3カ所も次々と参入してくるわけですが、保育士等職員確保の見通しがあるのか。こうした規制緩和や弾力的運用においては、特に市外から参入する場合はチェック体制を厳しくする必要があると思うんですが、その辺はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、保育士の配置基準についてです。 定員増の受け入れについて今ご答弁がありました。公立は平均して2.4%、私立は20.5%。このことなんですが、公立保育園の保育士さんがこの問題についてアンケートを行っておりまして、その内容ですが、少し紹介しますけれども、現状の保育士の配置基準——最低基準ですね。3歳児20人に保育士1名、4、5歳児30名に保育士1名、これでも大変厳しい。特に昨今は病名や診断がつかないグレーゾーンの気になる子、また親の心のケアが必要なケース、大変増加しているもので、保育士の増員なしに、一律に国基準、最低基準を超えた定員増をすることは難しい。部屋の広さ、クラスの子供の状況、受け入れの時期、保育士の加配など、受け入れるとすれば、十分相談をした上で条件を整えてからにしてほしい。切実なアンケート、たくさん内容がありましたけれども、私が特徴的なものとして受けとめたのがこういった声だと思っておりますが、この保育士さんの声にきちんとこたえることはできないのか伺いをいたします。

**発言者：笠原 智こども部長**

1点目の件でございますが、確かにこの法人につきましては、過去、平成18年、あるいは平成19年、市川市以外のところで展開している保育園の運営に当たりまして、幾つかの指摘を受けているというふうに確認をしております。そこで本市におきましては、2月に監査を行うということで、現在まだ詳細な状況については内容を分析しておりませんが、本部を置く流山市におきまして、随時この辺の状況の情報交換をしておるところでございますが、流山市の保育課長に確認をしておりますところでは、流山市における保育園の運営につきましては、現在ご指摘のような状況はないというようなことを確認しております。ただ、市川市におきまして、職員の異動等があったことも確認しておりますので、十分に指導をしていきたいというふうに考えてございます。

保育士の配置基準につきましては、これは厳格に行っていく予定でございます。また、例えば3対1、5対1、20対1という数字はありますけれども、私も現場に行き接しておりますけれども、発達障害という部分が非常に多く、最近目立ってきておりますので、こども部の同じ部署にあります発達センターのほうを強化いたしまして、そこと連携をしながら保育の質の確保、特にそういった、お話にありましたグレーゾーンの子供たちへの対応も十分に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**発言者：谷藤利子議員**

規制緩和で参入した流山市内の法人ですけれども、流山市で2回問題があったと。詳細については把握してない。これから2月に監査するということですかね。特に市外から参入してくる法人については本当に情報公開を厳しく求め、チェック体制を徹底しないと大変なこと、取り返しのつかないことになるのではないかなというふうに思っ大変心配をしています。特に昨年、まだ1年たってないですよ、市川駅南口の再開発の保育園、そして、ことしは2カ所、新しく全部で3施設。市川市の指定管理にもなるということですから、これから調べますというような、そういうことでよろしいんでしょうかね。わからないでは済まされません。期限が迫っていますから、早急に厳重に情報公開を求め、チェックをして、そして、きちんと議会に報告していただきたいと思います。多額の市民の税金を使って運営しておりますし、これから2施設、特に公立保育園の保護者は大変な心配をして、反対の中でやっと指定管理に移行することになったわけですから、ここで問題を起こしたら大変なことだと思いますので、早急に議会に内容について報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、定員増に従って配置していますとおっしゃいますが、要するに規制緩和の条件、国が規制緩和してもいいですよといった範囲の中でやっているのです、国の規制緩和の前の本来の最低基準に従った配置ではなくても、それはいいんだよと、そういう考え方じゃないんですか。そういうことじゃなくて、国の最低基準に従って、必要な保育士の配置をしてほしいと現場は言っているわけなんです。その辺の認識のずれがあるんじゃないかなというふうに思いますので、いずれにしましても、十分に現場の保育士さんと相談をした上で、条件を整えてから、こういうことを進めるということを前提条件にさせていただきたいと思いますが、もう1度その点を確認します。

**発言者：笠原 智 子ども部長**

1点目の件につきましては、この保育園については本年4月からのスタートでございますので、先ほど答弁したとおりでございますけれども、ただ、この中で保護者からの意見も現在十分聞いているところでございます。そういった中で特段の問題は生じてないので、先ほどそういった答弁を申し上げました。より詳細に中身を調査していきたいというふうに考えております。

また、議会への報告につきましては、これはどういう形で報告するのか、ちょっと今わかりませんので、調整をさせていただいて、できるだけそういうふうにやっていきたいと考えております。

また、規制緩和につきましては、最低基準を確保しながら行ってまいります。これにつきましても、先日も私も出席をいたしまして、労使間の交渉の中でいろいろな意見交換もさせていただいております。園長、主任にも、そういった会議を開いてございますので、その辺を十分話し合いしながら適正な形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**発言者：谷藤利子議員**

流山の法人ですけれども、私、じゃんぐる保育園のときにさんざん指摘しましたけれども、後になってからでは遅いんです。大変な混乱を招くわけですよ。のんびりしているんじゃないんですか。じゃんぐる保育園の問題を教訓に、随分改善されたのではないかと、チェック体制きちっとしているんじゃないかというふうに思っていましたけれども、その辺、ご答弁がはっきりありませんでしたので、早急にきちんと報告してください。そういうことでよろしいですね。もう1回確認します。

**発言者：笠原 智こども部長**

そのようにしてまいります。  
以上でございます。

**発言者：谷藤利子議員**

よろしく申し上げます。3施設ですから、大変なことにならないようにしっかりお願いしたいと思います。

次は、子供の医療費助成中学生まで拡大と所得制限、窓口負担の廃止について伺います。これにつきましても、先順位の質問と答弁で、市川市としては子供の医療費助成を、市川市が中学校まで独自に拡大する場合、現状では7,000万円ぐらい新たに財政が必要になるというご答弁がありました。また、千葉県が小学校3年生まで助成を検討しているようだけれども、その内容がまだ明確になっていないので、この検討内容を確認してから市川市の方針を検討したいということでしたので、この点についてはわかりました。

そこで所得制限、また窓口負担の廃止を、当面、小学校を卒業するまで市川市として拡大した場合にどれくらいの財政負担が見込まれるのかについてお聞かせください。

**発言者：笠原 智こども部長**

医療費助成の件についてお答えいたします。

まず、現行制度の中で所得制限、窓口負担を廃止した場合の財政負担ということでございますが、これをそれぞれ試算いたしますと、所得制限の廃止においてはおおむね8,000万円、窓口負担の廃止においてはおおむね2億円でございます。

**発言者：谷藤利子議員**

所得制限を小学校卒業まで撤廃すると8,000万、自己負担については2億円ということで、わかりました。当面、できるところからぜひ実現していただきたいと思いますが、全国的に見ますと、2008年度時点ですけれども、中学校卒業まで通院助成している自治体が233、入院助成は387、自己負担なしが858、所得制限なしが1,245自治体ということで、全国的にかなり進んでおりますので、市川市としても、さらなる拡大に向けてぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これについては以上で終わります。

次に、大きな項目の放課後保育クラブ事業についてです。

指導員の現状と待遇改善について。市川市放課後保育クラブ事業は、平成14年に、それまでの市直営から社会福祉協議会に業務委託しました。平成18年には指定管理制度を導入、社会福祉協議会を指定管理者に指定し、運営をしております。現在、39の小学校に43クラブ、83クラス、25人の障害児も通い、4年生は夏休みまで通える。また、保育時間の延長の希望なども多く、今定例会で陳情が採択されました。ニーズがふえる一方という状況です。

一方、指導員は単年度契約の臨時職員、指定期間は3年のために指導員の継続雇用の見通しがなく、給与は月14万円でスタートし、昇給は1年で1,000円、21年目からは500円、30年働いても2万5,000円の昇給。税金、社会保険料等々を払うと1人で生活できるかどうか、ぎりぎりの状況であります。平成14年に市直営から社会福祉協議会に業務委託した時点で50人採用したとのことですが、そのうち現在残っているのは10人ということです。指導員の確保が大変難しくなっていると伺っております。

そこで1点目、こうした多くのニーズにこたえて頑張っている指導員が今後も継続的に専門的に仕事が続けられるようにするためにはやはり待遇改善が必要だと考えますけれども、どのようにお考えなのか。

2点目に、改善に向けて、社会福祉協議会の意向をきちんと受けとめて協議をすることはできないのかお聞かせください。

次に、指定管理者委託の見直しについてです。社協への1団体選定評価書を見ますと、学童保育は指導員と保護者が子供を中心にともにつくり上げていくもので、児童の心理的不安感を避け、保護者との信頼関係の確保を不可欠とする安定性と継続性が求められる特殊な業務であり、そのための知識や経験を有している指導員などを確保している団体は社会福祉協議会しかないと明確に書かれております。

そこで伺います。

1点目として、この1団体選定評価書のとおり、学童保育は将来を担う子供たちの健やかな成長を目的とした安定的、継続的事業でなければならず、施設管理とは全く違う内容です。より安い経費で期間限定で契約することを基本にする指定管理委託には全くなじまないものだと考えますが、認識をお聞かせください。

2点目として、以上のようなことを十分考慮して直営に戻すことを検討するか、または3年という指定期間の延長、待遇改善に見合う予算の見直し、また再指定の際には、それまで運営していた実績がわかる評価内容を議会に報告して生かすなど、見直しができないのでしょうか、お聞かせください。

発言者：田口 修生涯学習部長

指導員の待遇についての認識、それから改善、また指定管理者に関する今後の関係についてのご質問でございます。

今回のこのご質問については、昨年12月定例会に1団体選定の関係の議案質疑の際、ご質問者からも今回のご質問とほぼ同様の質疑を受けて、その際、基本的な考え方というのは述べていると思います。平成18年から社会福祉協議会が指定管理者として放課後保育クラブの運営に当たっている中で、入所児童や指導員数というものが大幅に増加してきております。業務の拡大も含まれますと、放課後保育クラブに対する市民ニーズは非常に拡大の一途をたどっている、こういう認識を持っております。また、1年生から3年生という成長の度合いに違いがある、そういった子供たちに生活や遊び方を教えていく指導員、あるいは補助指導員の方々は、毎日さまざまな状況の中で子供たちの感情、あるいは行動、こういったものを把握しながら、さらに保護者とのコミュニケーションを図る。非常に多岐にわたる職務を遂行され、大変ご苦労されているのではないかと。これも十分承知しております。

そこで、放課後保育クラブの指導員の勤務に係る処遇についてでございますが、まず基本的に指導員の勤務条件等は、市と指定管理者との協議書に基づいて、指定管理者の業務として社会福祉法人市川市社会福祉協議会保育クラブ指導員、補助指導員の就業規則に定められております。また、給与等についても同様に給与規定に定められております。この2つの件の内容につきましては、細かい内容はありますが、1年前の状況と変わってはおりません。これら指導員の就業条件及び給与面の処遇については、近隣市との比較において、運営方法だとか委託方式の違い、あるいは指導員の身分だとか勤務条件、給与等がそれぞれ独自的方式で行われておりますので、直接の比較というものは難しいんですが、本市の特徴としては、月額である。これは千葉市と八千代市と本市が月額で、それ以外は時給制度。それから、2つ目には昇給制度がある。3つ目には夏季休暇の日数が多い。ほかの都市は数日間のところ、私どもは10日間ということでございます。こういった点から、おおむね本市の社会福祉協議会の指導員の雇用条件の水準というものは、基本的には高いのではないかと考えております。

特に平成21年度におきまして、本市職員の期末・勤勉手当は、人事院の勧告によりますと、6月分の0.2カ月分の凍結及びこの凍結を含めまして、12月分の引き下げにより4.5カ月分から4.15カ月分、0.35少なくなっております。こうした中ですが、指導員の期末・勤勉手当の率につきましては、市と社会福祉協議会の話し合い、最終的には福祉協議会の決定ということでございますが、0.35カ月分を減ずることなく4.5カ月分を支給しております。こういったことも社会福祉協議会が努力されて頑張っているところであります。ご理解はいただきたいと思っております。

社会の厳しい経済状況を反映して、最近では若い人の雇用というものが非常に目立ってきておりますが、指導員の処遇については、雇用面を短時間的な労働と見るのか、定職ととらえるかで、やはり見方も違ってくるとは思いますが、協議会においても、指導員の安定的な確保といったものは非常に大きな課題となっております。したがって、放課後保育クラブの指導員の処遇については、これまでも雇用主であります市川市社会福祉協議会と私どもで協議を行ってまいりましたが、指導員が安心して継続的に専門性を発揮しながら業務に携わることができるよう、今後も検討、協議を行ってまいります。

次に、指定管理者制度の関係です。市川市の放課後保育クラブは18年度から指定管理者制度を導入して、平成20年度までの3年間を指定管理者として社会福祉協議会が運営し、また今年度、21年度から23年度までの3年間を、再度、1団体選定で社会福祉協議会を指定し運営を行っております。社会福祉協議会の運営の評価というものについては、定期的なモニタリングの結果といたしまして、18年、19年、20年度の運営に対して優という評価をいただいております。期間の満了に伴うモニタリングの結果においても、指定期間の3年間を通して優と評価されたところであります。評価委員の意見を申し述べておきますと、各年度、各項目の水準を満たし改善も見られるので、今後のサービス向上を期待したい。また、水準の高い管理運営を行い、よい放課後保育クラブだと思う。3つ目には、アンケートによると満足度が高く、評価水準が高いので、適切に管理運営されていると考える。こういったご意見をちょうだいしております。

ご質問の放課後保育クラブにかかわります指定管理者制度の見直しのご関係でございます。これについては、基本的に市川市のアウトソーシング基準において、指定管理者の基準というものは、単に施設の維持管理を代行させるということではなくて、指定管理者制度に規定されておりますコストの縮減、あるいはサービスの向上、こういったことはもちろんのこと、管理運営を代行させることによりまして弾力的な管理の運営につながるのではないかと、こういった期待される場合に適用するものとなっております。現状ではモニタリングの評価などから、この制度の目的に沿って、社会福祉協議会は事業の運営、管理に当たっているものと考えております。今後の見直しについては、少子化の進展により、児童数というものは減少傾向にあるとはいえ、核家族化や共働きの世帯の拡大によりまして、放課後保育クラブの需要といったものは今後も拡大していくものと考えられます。したがって、受け入れ施設の拡充を含め、事業の拡大というものは必至というふうに考えております。そういった中で、一方では民間事業者もいろいろなメニューで業績を伸ばしている、そういった地域もあるというふうに聞いておりますし、昨年も申し上げておりますが、競争性も見直しの視点で重要なファクターということも言えると思います。いずれにいたしましても、現在の放課後保育

クラブの指定期間は23年度までの3カ年でございますので、指定期間内で直営、業務委託、あるいは今の指定管理制度、こういったものについて慎重かつ早急に見直しを図ることで平成24年度以降の対応に備えてまいりたいと思います。

以上であります。

### 発言者：谷藤利子議員

それでは、再質問をさせていただきます。

指導員の現状と待遇改善についてご答弁をお聞きしていると、市川市の指導員さんの待遇はそんなに悪くないんだ、むしろ高いんだというように聞こえましたけれども、全国的にはほとんど臨時職員と。大部分がそうですから、その中で、先ほど申し上げたような形で市川市の放課後保育クラブ、大変な努力をしているわけです。大事なことは、仕事内容に比べて、この待遇がどうなのかというところでやはり新しくきちんと見るべきだというふうに思うんです。

先日、私の地元ですけれども、近くですので直接お邪魔しまして指導員さんに何点か伺ってきました。待機児解消のための定員増の受け入れ、これは待機児ゼロですから、頑張っている。そして、小学4年生は夏休みまで受け入れ、障害児は小学校6年生まで受け入れる。そして、さまざまなストレスを抱えた子供が大変ふえていること。また、親に寄り添った対応ですね。さまざまふえ続けるニーズにこたえて一生懸命頑張っているという話を伺いました。定員増に対しては補助員をつけることになっておりますけれども、この補助員の確保も間に合わないほど定員がふえているところもあるわけですね。そういう場合もきちんと残業して、必ず対応するように。子供たちがいない時間にはいろいろ準備しなければならないこと、そしてクラスが2クラス、3クラス、多くて4クラスまでですね。複数クラスになっていますから、複数クラス同士を一緒にやらなければいけないこともありますから、打ち合わせなども必要だと。そういう時間がなかなかとれない。これからさらに時間延長、年齢拡大など、たくさんニーズにこたえる方向にありますけれども、今の条件のままでは非常に厳しい、難しい、改善をしてほしいということでした。

昨年11月26日には、仕事内容に見合った勤務時間にしてほしいなどなど、社会福祉協議会に指導員組合から要望書が提出されており、これは市としても認識されていると思いますが、この内容に少しでも前向きにこたえる方向で今協議をするというふうにお答えいただいたかと思いますが、そういう方向で社会福祉協議会との協議ができないのかどうか。この点についてまず伺います。

それから、指定管理委託の見直しについて、これはどうするのかというのを企画のほうで

決定する権限があるんだという話を事前にヒアリングのときにいろいろお聞きしましたので、企画部にお尋ねをいたします。2007年の12月、2年ぐらい前ですか、全国社会福祉協議会が「社会福祉施設等における指定管理者制度をめぐる現状と課題」というものを発表しまして、国と地方自治体に提言を行っております。地方自治体に対しての内容ですけれども、更新時の選定に当たっては、サービスの継続性や安定性等を踏まえ一定の配慮がなされるべきである。施設の特性に応じた弾力的期間設定がなされるべきである不安定な身分の職員雇用が増大する傾向にあり、優秀な人材確保に障害となるため、指定管理料の設定の見直し、コスト面への十分な対応を図るべきである云々という形でありますね。まさに福祉業務は経費削減を大きな目的とする指定管理とはなじまない。もし指定管理でどうしてもやるのであれば、以上のような抜本の見直しが必要と訴えているわけです。

そこで、市川市の社会福祉協議会も同様の声が出ているのではないのでしょうか。指定管理で保育クラブへの多様なニーズにこれからもこたえようとするのであれば、以上のような抜本の見直し、これがやはりどうしても必要だと思いますが、検討できないかお聞かせください。

**発言者：田口 修生涯学習部長**

再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会との協議ということでございます。きのうの本会議におきましても、若年層の就労について厳しいという論議がされております。こういったことの中で、指導員や補助指導員の待遇改善についての要望書を受け取っております。非常に多岐にわたる要望ということで、この中で改善ができるもの、検討を要するもの、なかなか困難、そういう分類に分かれるのかと思いますが、一言で言えば、今後も真摯に協議と一緒にこの問題について検討していきたいと考えております。昨年の1団体選定で議論されたとき、環境文教委員会の採決の際に、職員の待遇改善、それから指定期間、この関係については見直しの強い要望が出されております。そういったことも非常に重く受けとめております。

指導員を雇用しています社会福祉協議会なんですが、児童福祉法の34条において、放課後児童の健全育成事業——国ではそういうふうな呼び方をしておりますが、この事業について、事業を行うことができるのは地方自治体、そして社会福祉法人というふうに明記されております。これまでも申し上げたとおり、市川の場合、社会福祉協議会は非常に頑張っておいでになる。そういったようなことも含めると、実績、それから今までにやったことも、障害をお持ちの子供への対応だとか待機児童ゼロへの努力、最近ではインフルエンザの対応、こういったものについて非常に努力されているということは私も十分評価をしております。こ

れから指定期間の見直しだとか、そういったことに反映は、当然、社会福祉協議会として大いに力になるのではないかと考えております。そうした安定した経営の中で指導員だとか補助指導員、こういった雇用だとか待遇改善というのも前向きに対応できるのではないかと考えております。

以上です。

#### 発言者：高橋憲秀企画部長

指定管理者の指定に関する決定権限が企画部にあるというご指摘でありますけれども、そのあたりも含めて少し所見を述べさせていただきたいと思っております。

指定管理者の指定に限らず、アウトソーシングにつきましては、昔から民間委託基準というのがありまして、平成16年からアウトソーシング基準というものを新たにつくってあるわけです。そして、そのアウトソーシングを指定管理者制度で行う場合については、ご案内のとおり、指定管理者制度にかかわる条例というものをつくりまして具体的な指定基準を定めております。さらに、その運用ですとか組織運営体制については指針を定めまして、それら指定管理を導入するか否かの決定についての決定手続、プロセスについても庁内に既に浸透しているということでありまして、そういった中で決定しております。したがって、個別に指定管理者制度を施設に導入することについては、所管部長の答弁以上のことはないわけでありまして、ご指摘の制度でございます。これは自治法に基づく制度でありますけれども、やはり制度自体というのはさまざまな環境変化に対応するように適宜見直するのが宿命でもあるわけでありまして、ご指摘の要望等があるということでありまして、指定管理者制度の基準ですとか運用の手続、こういうことについても不断の点検はしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

#### 発言者：谷藤利子議員

全国社会福祉協議会の貴重な提言、これについてどうですかと聞いたんですが、答弁がありませんでした。大変残念です。

生涯学習部長がおっしゃったように、全国的には直営か社会福祉法人かしかできないというのも、まさに福祉、教育、特殊な事業なわけですね。全国の運営形態は公設公営が42%、7,460カ所。これ、古いかと思います。1年ぐらい前かと思いますが、千葉県でも公設公営が25カ所。随分ふえているんですね。驚きました。公設民営が37カ所、公設民営全体で6,500カ所のうち指定管理が1,500カ所あるということで、いずれにしても、ほとんど

が公設でしなければ運営できないということなんだと思います。そして、公設公営も非常に多いということもあります。本来、市川市も全国に先駆けて直営でやっていたわけですね。社会福祉協議会の臨時職員に運営を一本化して委託、指定管理にしたと。実態としては、ふえ続けるニーズに一生懸命こたえて、しかも、最少の経費で最大の効果を上げるという指定管理に基づいてやっているという、非常に限界の中でさまざまな課題が浮き彫りになっている時期だというふうに思います。1 団体選定評価書の中にある社会福祉協議会の評価が非常に高い中で、このニーズにこたえて今後も継続するとなれば、やはり生涯学習部長がおっしゃったような待遇、そして期間を含めて抜本的な見直しが必要だというふうに思いますので、ぜひよろしくご検討をいただきたいと思います。ということで、次に移りたいと思います。

#### 次は、国民健康保険税の負担軽減について伺います。

(1)の滞納世帯の現状をどうとらえ、対応しているのかということです。平成 20 年度の市川市の国民健康保険税滞納世帯数は、全体の 41%、3 万 982 世帯、滞納額は 77 億円、過去最高で大変深刻です。近隣類似市の滞納額は、船橋市が 42 億円、松戸市 61 億円、柏市が 48 億円。どこも深刻なわけですがけれども、市川市が一番多い。それは決算のときにお聞きしましたけれども、ほかの 3 市は料のために 2 年前までさかのぼるが、市川市は税のために 5 年前までさかのぼっていることが大きな原因だということ。それに加えて、滞納が過去最高になっているのは所得の減少、国保税、各種増税などで支払いがますます困難になっているということだというふうに私は思います。

そこでまず 1 点目として、例えば具体例として、40 代の夫婦と未成年、小学生、中学生の子供 2 人の 4 人家族の場合の平成 15 年度と 20 年度を比較して、国保税の負担、また増税が行われましたので、所得税、住民税の負担も加えると、この家庭はどのぐらいの負担に変わるのか。

2 点目に、この負担増について、また滞納の増加の理由について、市としてはどのようにとらえているのか。

3 点目に、滞納世帯には短期保険証、資格証明書を発行しておりますが、さらに債権管理課で財産の差し押さえをして、この件数が平成 20 年度 649 世帯、4 年前の 2 倍にふえているわけです。制裁強化が大変徹底して行われているわけです。所得の減少、負担増で生活に支障がないのか、医療や教育に影響がないか。社会保障と言われる国保ですから、個々の事情をきちんと話を聞いて、そういう影響がないような努力をするべきだと思いますが、されているのかお聞かせください。

(2)の国保税の引き下げと生活保護基準の減免実施についてです。国民健康保険税は均

等割、平等割ですね。ほかの税と違って、家族が多いほど負担が重くなる、そういう制度です。この部分の引き下げの検討ができないのか。また、申請による減免基準、生活保護基準に準ずる基準に見直しの検討ができないのか。その点についてお聞かせください。

**発言者：岡本博美保健スポーツ部長**

国民健康保険税の負担軽減についてのうち、滞納世帯の現状をどうとらえ、対応しているかについてお答えいたします。

まず、15年度から20年度までの税制改正でございますが、国保税に関しましては、平成16年度に一般会計からの繰り入れを行っても、なお財源不足が見込まれたことから、国保税率の全面改正を行ったところです。また、個人市・県民税におきましても、平成18年度に実施されました老年者控除の廃止及び65歳以上で合計所得金額が125万円以下の者の非課税の縮減等が実施されております。さらに、平成19年度における三位一体の改革により、国から地方への税源移譲があり、個人市・県民税の税率を一律10%とし、この市・県民税の増額分については、所得税において同額程度の減額をする措置がとられております。

そこで、ご質問の国保税の負担についてでございます。平成15年と20年を比較しますと、例えば40代夫婦と未成年の子供2人の4人家族の場合、給与所得が200万円の世帯では2万7,000円の増、それから300万円の世帯では3万6,000円の増、400万円の世帯では4万5,000円の増と、それぞれ負担増となっております。また、所得税や個人市・県民税を加えますと、給与所得が200万円の世帯で6万8,800円の増、300万円の世帯で11万7,300円の増、そして400万円の世帯では17万2,000円の増と、それぞれ負担増となっております。このような状況を十分認識した上で、窓口や電話等の納税相談におきましては、生活状況をお聞きした上で納税者の事情に即した分割納付等による納付計画を行っております。平成20年度では年間約8,000件の対応となっております。

次に、滞納の増加の理由を市はどうとらえているかということでございますが、滞納額は平成18年度決算で約71億6,000万円、そこから平成20年度では約77億7,000万円と年々増加しております。この主な原因といたしましては、経済状況の悪化等から生じる事業の不振、そして給与の縮減や売上金減少によります所得の減少、あるいは消費や事業ローン等の増加による返済金の過多、病気、失業による生活困窮、そして会社倒産やリストラによる失業等、複合的に影響しているというふうに考えております。

次に、滞納者個々の事情をきちんと聞く努力が行われているかということでございますが、滞納者の方へは、督促状の文書による催告や収納嘱託員によります戸別訪問、滞納処分、短期保険者証、そして資格証明書の交付等により納税相談を行うことを第一の目標としており

ます。また、納税相談の中では、資産の状況、借り入れの状況、生活の状況、あるいは医療費、教育費の状況等、詳細にお伺いし、所得に合った納付のあり方を相談しております。この結果、退職、失業、破産、病気等で納付困難な滞納者につきましては、収入状況、資産状況等を確認した上で分割納付、あるいは徴収猶予等の納税指導で対応しているところでございます。しかしながら、一向に納税相談に応じない滞納者、あるいは再三にわたる納税誓約の不履行を繰り返している滞納者には、差し押さえ予告通知を送付する対応をとっております。また、さらに差し押さえの予告の通知に対しても応答のない場合には、納税者間の負担の公平を確保する観点から不動産、預貯金の差し押さえ処分を実施し、滞納額の減少に努めているところでございます。

次に、大きく2点目の国保税の引き下げと生活保護基準の減免実施についてお答えいたします。

最低限の暮らしや医療、教育などに影響がないことを前提とし、平等割や均等割の引き下げの検討ができないかということでございますが、国民健康保険は、国民健康保険税を国民健康保険事業の主要な財源とし、加入者の方々でお互いに掛金を出し合い、相互扶助の制度で独立採算が基本でございます。そのため、保険給付に必要な額に基づき、一部負担金、国庫補助金等の額を控除した額を課税見込み額として確保する構造となっております。平等割や均等割を引き下げることになると、保険給付に必要な額は縮減できませんので、財源不足になることが考えられます。財源不足を補うためには、国民健康保険税の所得割の税率を改正するか、あるいは一般会計からの繰り入れにより賄うこととなります。

それぞれについて説明しますと、国民健康保険税の平等割、均等割と所得割の比率は、地方税法では5対5が理想とされております。一方、本市の状況は3対7と所得割が多い状況となっていることから、低所得者に対し負担の軽減を図っている。この状況から、所得割の比率をこれ以上ふやすことは難しいと考えております。また、一般会計は本来すべての市民を対象とした施策を行うためのものであり、その財源は市税であります。現状のように、40億円という多額の一般会計繰入金をいただいている現状では、平等割や均等割のさらなる引き下げによる減少分に対して一般会計から繰り入れることも難しいものと考えております。

次に、生活保護基準で申請による減免基準の見直しはできないかということでございますが、本市の減免制度は、市川市国民健康保険税条例第26条の規定により、減免取り扱い基準を定め運用しております。減免は、客観的に見て、前年に比べ担税力が著しく喪失している者等に対して行うことができるものでありますので、減免を行うに当たっては、個々具体の事実に基づき判断をすることとしております。所得が生活保護基準額と同程度であることだけでは、客観的に見て担税力を著しく喪失している者等として減免取り扱い基準に定めるこ

とは難しいと考えております。しかしながら、平成 20 年度秋以降から続く景気低迷は、企業倒産やリストラによる失業者の増加を招き、この方々のほとんどが国民健康保険に加入されております。このような方々の保険税の納付や医療費の支払いが家計への大きな負担要因となっていることから、減免の周知や基準の内容については重要であると認識しているところでございます。

以上でございます。

#### 言者：谷藤利子議員

40 代夫婦と小中学生の子供 2 人の 4 人家族の国保所得税、住民税合計額、それと 5 年前に比較した負担増ですね。これについて、所得 200 万で合計の負担額が 32 万 3,700 円、5 年前に比べて 6 万 8,800 円の増、所得 300 万で合計負担が 57 万 700 円、11 万 7,300 円の増、所得 400 万で合計負担が 84 万 5,700 円で 17 万 2,000 円の増。もともと大変な負担なわけですが、わずかこの 5 年間にこれだけ負担増になっているわけですよ。今ご答弁をお聞きしていると、結局は引き下げも減免基準の改善も難しいと。結局、納税相談に応じますよということだけに聞こえました。本当にこれだけ大変な負担増になっているという認識があるのか、大変疑問に思う答弁です。この 4 人家族の生活保護基準、年間 352 万 4,120 円。ここから税金や医療費や教育費を払う必要がない、生活にすべて使える基準です。こうした生活保護基準の世帯、ほとんどじゃないかと思いますが、どれくらいあるんでしょうか。

国民健康保険は制度上、本来は社会保障として、無職者、非正規雇用労働者、自営業者など、非常に収入が少ない、生活が厳しい方々も医療が受けられるようにする制度としてつくったものです。制度上、非常に脆弱な制度ですが、やはり税を料にする、応益割を引き下げる、減免基準を生活保護基準に準じて緩和するなど、市が独自にやろうと思えばできることもいっぱいあるわけですから、市長が交代されたことを機会に、ぜひこの改善を積極的に検討していただきたいと思いますが、この 2 点お聞かせください。

#### 発言者：岡本博美保健スポーツ部長

まず、大きな負担という認識についてでございます。納税者個々の所得が増加しないか、平成 15 年から平成 20 年までの間に国保税、それから市・県民税の負担額が増加したことは、一般納税者において、生活費を圧迫し、家計の状況が厳しくなっているものと認識しております。

次に、税金や社会保険料などを支払うと、4 人家族で 352 万 4,120 円である生活保護基準に相当する世帯につきまして把握しているかということでございますが、こちらについては

把握できておりませんので、国民健康保険の平成 20 年度の申告世帯で申し上げますと、所得が 200 万円以下は 4 万 5,435 世帯、約 60%、それから 200 万円から 300 万円以下は 9,259 世帯、約 12%、合わせまして 5 万 4,694 世帯の 72.3%となっております。

以上でございます。

**発言者：谷藤利子議員**

加入世帯の 72%が所得 300 万以下で、未申告も入れると 82%ぐらいになるんじゃないかなというふうに思います。まさにこうしたセーフティーネットとして、きちんと医療が受けられる社会保障としての本来の制度に戻さなければならない。そういう世帯がほとんど占めているわけですから、大久保市長、コンクリートから人へと政治を大きく変えるんだという決意を持って、国民健康保険税も市川市独自の改善、ぜひ検討していただきますように最後に要望して、私の質問を終わります